

平成 24 年 度 事 業 計 画 書

平成 24 年 4 月 1 日 から平成 25 年 3 月 31 日 まで

第 1 奨学金等給与事業 (75,138千円)

1 奨学金 (月額) の給与

(1) 大学、高等専門学校4年以上又は専修学校専門課程に在学する奨学生

総 数	継 続		78人
	新 規		3人
	計		81人
国・公立	国・公立	(月額 25,000円)	14人
	私 立	(月額 30,000円)	67人
私立別	計		81人
給 与 期 間			12月

(2) 高等学校、高等専門学校3年以下の学年又は専修学校高等課程に在学する奨学生及び特別支援学校高等部に在学する奨学生

総 数	継 続		85人
	新 規		3人
	計		88人
国・公立	国・公立	(月額 17,000円)	60人
	私 立	(月額 25,000円)	28人
私立別	計		88人
給 与 期 間			12月

(3) 中学校又は特別支援学校中学部に在学する奨学生

総 数	継 続	(月額 12,000円)	76人
	新 規		5人
	計		81人
給 与 期 間			12月

(4) 小学校又は特別支援学校小学部に在学する奨学生

総 数	継 続	(月額 10,000円)	70人
	新 規		16人
	計		86人
給 与 期 間			12月

総括表

区 分	大学生	高校生	中学生	小学生	計
継 続	78	85	76	70	309人
新 規	3	3	5	16	27人
(国・公立)	(14)	(60)			(74人)
(私 立)	(67)	(28)			(95人)
計	81	88	81	86	336人

前年度対比

区 分	大学生	高校生	中学生	小学生	計
24年度	81	88	81	86	336人
23年度	82	100	74	91	347人
増 減	△ 1	△ 12	7	△ 5	△ 11人

2 一時金の給与

(1) 大学又は専修学校専門課程に入学した奨学生

総 数	継 続	25人
	新 規	1人
	計	26人
一時金 (1人当たり)		70,000円

(2) 高等学校、高等専門学校又は専修学校高等課程に入学した奨学生及び特別支援学校高等部に入学した奨学生

総 数	継 続	24人
	新 規	1人
	計	25人
一時金（1人当たり）		30,000円

(3) 中学校又は特別支援学校中学部に入学した奨学生

総 数	継 続	24人
	新 規	3人
	計	27人
一時金（1人当たり）		30,000円

(4) 小学校又は特別支援学校小学部に入学した奨学生

総 数	継 続	—
	新 規	11人
	計	11人
一時金（1人当たり）		70,000円

総括表

区 分	大学生	高校生	中学生	小学生	計
継 続	25	24	24		73人
新 規	1	1	3	11	16人
計	26	25	27	11	89人

前年度対比

区 分	大学生	高校生	中学生	小学生	計
24年度	26	25	27	11	89人
23年度	25	24	23	12	84人
増 減	1	1	4	△1	5人

第2 生活指導相談事業(5,822千円)

1 「ふれあい」の発行

発行年月日	号数	発行部数	備考
平成24年4月1日	ふれあい春季号 No. 118	6,200	* 奨学生家庭、同OB家庭、役員、評議員、奨学生選考委員、支援金支給審査委員、全国警察機関、各種協力団体、各被害者支援センター及び寄付者等に配布し、基金事業に対する理解と社会連帯共助の精神的基盤の確立を図ろうとするものである。
平成24年7月1日	ふれあい夏季号 No. 119	6,200	
平成24年10月1日	ふれあい秋季号 No. 120	6,200	
平成25年1月1日	ふれあい新年号 No. 121	6,200	
計	4回	24,800	

2 「事務局ノート」の発行

発行年月日	号数	発行部数	備考
平成24年6月1日	No. 108	350	* 奨学生家庭、警察庁、全国警察本部犯罪被害給付事務担当課に配布し、意思の疎通と事務処理の迅速、適正を期そうとするものである。
平成25年2月1日	No. 109	350	
計	2回	700	

3 ふれあい相談活動

奨学生や保護者からの意見、要望、悩みなどの生活相談に積極的に対応するため、事務局内に「電話相談コーナー」及び「ふれあいポスト」を開設する。

第3 奨学生等調査事業(1,520千円)

1 被害遺児等の実態調査

関係機関の協力を得て、凶悪事件等の実態調査をし、奨学生選考の資料とする。

2 犯罪被害救援基金の概要の発行

基金事業を広く一般に周知せしめ、いわゆる潜在遺児等の絶無を期するため、警察関係機関及び被害者支援センター等に配布する。

第4 支援金支給事業（12,000千円）

犯給法等公的給付の対象外となった犯罪被害者等であって、現に著しく困窮しており、社会連帯共助の精神に則り特別な救済を図る必要があると認められる者に対して、支援金を支給して経済的負担の軽減を図る。

第5 助成事業費（2,000千円）

全国被害者支援ネットワークの主催する「全国犯罪被害者支援フォーラム2012」の後援として、経費の一部を助成する。

また、犯罪被害者団体ネットワーク主催による「犯罪被害者週間全国大会」の協賛として大会経費の一部を助成する。

第6 広報・啓発活動費（3,893千円）

社会安全研究財団からの助成事業として、当基金事業の目的、概要、被害者等の声を掲載したポスター及びリーフレットを作成し都道府県、市区町村、警察関係機関、マスコミ等に送付し、当基金事業及び犯罪被害者等に対する理解と支援をお願いする。

第7 事務所の移転(945千円)

基金事業の充実強化を図るため事務所を移転する。